

北海道住宅履歴情報保管事業要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道住宅履歴保管事業（以下「本事業」という。）は、住宅の設計や施工等に関する住宅履歴等を保管し、消費者が住宅を取得する際の判断材料等を提供することで、道民が安心して質の高い住まいづくりを行うことに寄与することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 本事業は、道内の新築住宅及び既存住宅について、「きた住まいるサポートシステム」（以下「サポートシステム」という。）を利用して、住宅の設計や施工等に関する情報（以下「住宅履歴情報」という。）の保管を行おうとする者（以下「保管申請者」という。）の申請に基づき、知事が住宅履歴情報を保管し、当該情報を提供するものである。

(用語の定義)

第3条 この要綱においてサポートシステムとは、道が作成したコンピュータ・ソフトウェアであり、次の機能を備えるものをいう。

- (1) 施主と住宅施工事業者等が住宅履歴情報を共有するために用いる資料を作成する。
- (2) 保管を行うための申請書を作成し、申請に用いる電子データを物件ごとに整理する。
- (3) 物件ごとに整理された住宅履歴情報の保管や提供（以下「保管等」という。）を行う。

第2章 保管等

(保管等に関する事務)

第4条 知事は、次の保管等に関する事務（以下「事務」という。）を行うこととする。

(1) 住宅履歴の保管に関する事務

ア 住宅履歴の保管申請書及び対象となる住宅の住宅履歴情報について、サポートシステムを活用して電子媒体化したもの（以下「保管申請用データ」という。）の受理を行う。

イ 受理した保管申請用データについて、サポートシステムを活用して確認し、書き換えできない状態の電子媒体（以下「保管用データ」という。）として30年間保管を行う。なお、保管用データの住宅を所有する者（以下「保管住宅所有者」という。）からの申請により保管用データの保管期間を10年間延長又は20年間することができるものとする。（以後、延長する場合は同じ。）

(2) 保管住宅所有者が変更となる場合は、変更前の保管住宅所有者もしくは、変更後の保管住宅所有者からの申請により、保管用データの所有者の変更を行う。（以後、所有者が変更となる場合は同じ。）

(3) 保管用データとして保管したときは、その内容等が記載された書面を、保管住宅所有者に通知する。

(4) 保管期間の終了日を迎える前に、保管住宅所有者へ保管期間が終了する旨を通知する。

(5) 保管用データについて、サポートシステムを活用して閲覧等の提供を行う。

(6) 住宅履歴の保管の対象となる住宅について、北方型住宅基準における「北方型住宅2020」の基本的な性能基準（隙間相当面積を除く）に適合している場合、確認証（別記様式1）を発行することができるものとする。

(保管の申請)

第5条 保管申請者は、サポートシステムを活用し、対象住宅ごとに、必須入力事

項を入力し、自動作成される申請書を知事に提出することとする。

第3章 指定機関

(保管機関の指定)

第6条 知事は、その指定する者(以下「指定機関」という。)に、第4条に規定する事務を行わせることができるものとする。

2 保管機関の指定は、事務を行おうとする者の申請により行う。

3 知事は、指定機関が行う事務を行わないものとし、この場合における事務の引継ぎその他の必要な事項は、別に定める「北海道住宅履歴保管機関指定要領」(以下「要領」という。)に規定する。

4 指定機関が事務を行う場合における第3条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定機関」とする。

(欠格条項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産者で復権を得ないもの

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

(4) 第16条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(5) 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第8条 知事は、次の各号に適合すると認められる者を、その申請により指定する。

(1) 保管等を的確かつ円滑に実施するために必要な財産的基礎、事務的能力及び技術的能力を有すること。

(2) 北海道全域を対象として、保管等を実施する能力があること。

(3) 保管等の実施の方法を適切に定められること。

(指定の公示)

第9条 知事は、指定をしたときは、指定機関の名称及び住所、事務を行う事務所の所在地並びに事務の開始の日を公示しなければならない。

(秘密保持等)

第10条 指定機関(その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であった者は、事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定機関及びその職員で事務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事務規程)

第11条 指定機関は、事務に関する規程(以下「事務規程」という。)を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 事務規程で定めるべき事項は、要領で定める。

3 知事は、第1項により認可した事務規程が事務の公正かつ的確な実施上不適當となったと認めるときは、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第12条 知事は、事務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定機関に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(保管データの適正管理)

第13条 指定機関は、要領に基づき、データの適正な管理を行うものとする。

(変更の届出)

第14条 指定機関は、保管機関の指定に係る申請の内容に変更が生ずる場合は、あ

らかじめ知事と協議の上、遅滞なくその旨を知事に届け出るものとする。

(休廃止の届出)

第 15 条 指定機関は、事務を休止または廃止する場合は、年度を単位とし、休止または廃止する前年度 9 月 30 日までにその旨を知事に届け出るものとする。

(指定の取消し)

第 16 条 知事は、指定機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第 15 条に規定する廃止の届出があったとき。
- (2) 第 7 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第 8 条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- (4) 第 11 条第 1 項の認可を受けた事務規程によらないで事務を行ったとき。
- (5) 保管に関し不誠実な行為をしたとき。
- (6) 不正な手段により指定を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したとき、または前条の規定により指定機関が事務を休止するときは、その旨を公示しなければならない。

(知事による事務の実施)

第 17 条 知事は、指定機関が第 15 条の規定により事務を休止したとき、又は天災その他の事由により事務を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、事務を自ら行うものとする。

2 知事は、前項の規定により事務を行うこととするとき、又は同項の規定により行っている事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 知事が、第 1 項の規定により事務を行うこととし、第 15 条の規定により事務が廃止され、若しくは前条第 1 項の規定により指定を取り消し、又は第 1 項の規定により行っている事務を行わないこととする場合における事務の引継ぎその他の必要な事項は、要領で定める。

(保管経費)

第 18 条 指定機関は、保管申請者から保管等に要する経費を一定の範囲で徴収することができるものとする。

(周知)

第 19 条 指定機関は、道民に対し保管等に関する内容の周知に努めなければならないものとする。

(その他)

第 20 条 保管は、この要綱に定めるところによるほか、要領によるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

別記様式1（第4条関係）

別記様式1

第 号

北方型住宅基本性能確認証

(依頼者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、北方型住宅基準における「北方型住宅2020」の基本的な性能基準に適合していることを確認しました。

記

1 住宅の位置（地名地番）

2 住宅の名称

3 確認した性能基準項目

(1)耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）（2以上）

(2)断熱等性能等級（5以上）
(外皮平均熱貫流率 U_a 値 0.34以下)

(3)一次エネルギー消費量等級（6以上）
(一次エネルギー消費量基準BEI 0.8以下)

(4)劣化対策等級（3以上）

(5)維持管理対策等級（専用配管）（3以上）

(6)特記事項

[]

令和 年（ 年） 月 日

(北海道知事) 印